

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第43回）

議事概要

日 時 : 2025（令和7）年8月21日（木）15:02～16:17

場 所 : オンライン会議

委 員 : 大谷和子主査、高橋賢主査代理、岡田羊祐委員、藤井威生委員、春日
教測専門委員、鎌田裕美専門委員、砂田薫専門委員、長田三紀専門委
員

事務局（総務省）: 吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、井上淳事業政策課長、
岸洋佑事業政策課調査官、木村美穂子事業政策課課長補佐、
平松寛代基盤整備促進課長、駒崎弘基盤整備促進課企画官、
隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

参 加 者 : 株式会社オプテージ
一般社団法人テレコムサービス協会
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

【大谷主査】

それでは、ただいまから第43回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を開催いたします。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。議事次第、資料1から4までを構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、資料を掲載している総務省ウェブサイトをご案内しております。

以上でございます。

【大谷主査】

それでは、皆様、資料おそろいだと思しますので、早速議事に入らせていただきます。本日は、最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討につ

いて、株式会社オプテージ様、一般社団法人テレコムサービス協会様、そして、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会様、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟様、こちらの4法人様にヒアリングを実施させていただきたいと思っております。

まずは各社15分程度で御説明をいただきまして、その後に質疑、意見交換の時間を取らせていただきます。本日は時間が限られていることもございまして、大変恐縮なのですが、進行管理の観点から、残り時間5分、3分、ゼロ分の時点で事務局から、恐らくチャット欄で合図を出させていただきますので、それを注目していただいて、時間どおりに発表を終了していただくようお願いいたします。

それでは、まず初めに、株式会社オプテージ様から御説明をお願いいたします。西岡取締役様、御準備よろしいでしょうか。

【オプテージ】

オプテージの西岡と申します。本日はこのようなプレゼンの機会を賜り感謝申し上げます。

早速ではございますが、資料1について、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目でございます。弊社は自己設置事業者として、関西を中心にF T T H サービスを提供しております。真ん中のマップは、そのF T T Hのサービス提供エリアを示しております。おおむね市町村単位で色を塗っておりますので、中には一部未提供地域が含まれておりますが、世帯カバー率は96%程度となっております。

このように企業努力によってサービスエリアを拡大することができたのは、非対称規制を含む規律の下、設備競争を行うことができたからと考えております。エリアの拡大にとどまらず、サービスの多様化や料金の低廉化、ネットワークの強靱化等にも寄与していると考えております。今後とも、本委員会含めまして、様々な政策を御検討いただく上では、設備競争を含む公正競争環境の維持の観点が重要であると考えております。本日は、地域における自己設置事業者の立場から、ユニバーサルサービスに関する弊社の考えを述べさせていただきます。

2ページ目、お願いいたします。ここではユニバーサルサービスに関する弊社の基本的な考えを御説明させていただきます。

電話及びブロードバンドは、現代の国民生活に不可欠であることから、あまねく日本全国における提供が確保・維持されるよう、国民負担と事業者負担のバランスを鑑み、持続可能な制度とすることが重要であると考えております。

また、ユニバーサルサービスは国民生活において必要最低限とされるサービスの要件・品質であって、かつ国民全体でそのコストを負担することから、必要最低限のコストであるべきと考えております。

加えて、ユニバーサルサービス制度の目的を達成する上では、各事業者が果たすべき義務や必要となる手続等の検討において、最終保障提供責務を担う事業者だけではなく、様々な規模の事業者による事業運営にも関わるものであるため、設備競争を含む公正な競争環境に影響を与えないよう十分に留意して検討することが重要であると考えております。

3 ページです。次ページ以降にて、今回の検討が必要な事項の各論点に関する弊社の考え方を述べさせていただきます。

4 ページ目をお願いします。初めに、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する論点についてです。

この台帳は、提供の求めがあった区域に他事業者が存在するかどうか、最終保障電気通信事業者において把握するためのものであると理解をしております。

実際の提供の可否については、本台帳による他事業者の存在の確認とは別に、事業者間での個別の確認が必ず必要となると考えております。そのため、制度整備に当たっては、本台帳の作成目的に基づき、報告事業者の過度な負担とならないよう配慮いただくことを要望いたします。

この点、既に別の報告用に管理している地域単位で報告させていただけると事業者負担が少なく済むと考えておまして、具体的に申し上げますと、電気通信事業の登録における業務区域に関する申請と同様の市町村単位で報告させていただくのがよいと考えております。

5 ページ目を御覧ください。こちらは最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項のうち、区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる正当な理由の内容についての論点となります。

ここで言う正当な理由につきましては、これまでの総務省での研究会やワーキンググループにてありましたとおり、採算性を著しく欠く場合や正常な企業努力にもかかわらず提供できない場合等が考えられます。

特に後者の具体的な事例を申し上げますと、民地の上空通過の不承諾や電柱などの共架申請で許可が下りないなど、第三者所有の区間を通ることが困難となり、もちろんその場合であったとしても、迂回ルートを検討はするのですが、ほかのルートも取れないという

場合が起こり得ると考えております。

6 ページを御覧ください。こちらは役務提供確認の具体的な方法、期限についての論点となります。

最終保障電気通信事業者から区域内電気通信事業者へ役務提供の可否を確認する一連のプロセス、この資料の図の赤い太枠で囲った部分なんですけれども、ここについては事業者の過度な負担とならないよう配慮いただくことを要望いたします。この点、通常の役務提供においても同様ではございますが、実際には利用希望者よりお申込みをいただいた後に、当該提供の求めがあった地点までのルート設定や各種調査、他事業者や行政等への必要な申請等を行いますため、先ほど前のページで御説明いたしましたとおり、正常な企業努力をもってしても御提供できない場合がございます。そのため、一連のプロセスにおいて、区域内電気通信事業者から提供可能と回答したとしても、最終的には提供不可となる可能性がゼロではないため、この時点での提供可とする回答の確からしさにつきましては一定の限界があることを許容いただきたく考えております。

7 ページ目をお願いします。次の 8 ページと併せて、近隣電気通信事業者の協力義務に関する論点となります。

現在、最終保障提供責務を担う事業者がユニバーサルサービスを提供するために近隣電気通信事業者へ協力を求める場合、近隣電気通信事業者は、その協議入りに応じる義務が課せられているものと理解しております。この協議入りの応諾義務について、近隣電気通信事業者としては、その趣旨に鑑み、真摯に対応すべきものと受け止めております。その上で、次の 8 ページにて、近隣電気通信事業者が果たすべき役割について述べさせていただきます。

まず、最終保障提供責務の履行に当たっては、その責務を担う事業者が近隣電気通信事業者から設備等の提供を受けることは、利用者利便の確保や交付金肥大化の抑制に資するものと受け止めております。

一方で、当社を含む近隣電気通信事業者の多くは小規模であるということ踏まえ、その設備等の提供条件次第では、当該事業者の事業運営に影響を及ぼすおそれがあることも想定されます。この点、近隣電気通信事業者からの設備等の提供につきましては、国民の協議を前提とし、既設の余剰設備を協議対象とすることを要望いたします。

なお、設備等の提供に際しては、最終保障提供責務を担う事業者による収支等の公開に伴って、近隣電気通信事業者が貸し出した設備等の提供料金が明らかになるようなことが

ないよう、直接的あるいは間接的な情報開示にならないよう、制度検討において考慮していただければと思います。

最後に9ページとなります。こちらは第二種適格電気通信事業者の指定手続の見直しの論点となります。

特殊会社ではない純粋な民間会社に対して、自らの申請によらず、行政等が適格電気通信事業者として指定すること、これはすなわち、その事業者に最終保障提供責務を課すということになりますが、そうしたことは最終答申にて取りまとめられましたとおり、憲法上の営業の自由の制限につながるおそれがあります。また、事業者にとって経済的な負担や運用負担などが増大するなどにより、設備競争の減退など、公正競争上の問題もあると認識しております。

弊社からの発表は以上となります。どうもありがとうございます。

【大谷主査】

オプテージ様、御説明ありがとうございました。

それでは、続きまして、一般社団法人テレコムサービス協会様からのプレゼンをお願いしたいと思います。

山田委員長、御準備よろしいでしょうか。

【テレコムサービス協会】

テレコムサービス協会の山田でございます。よろしくお願ひいたします。

では、今投影いただいております資料2に沿って、私、山田のほうから御説明させていただきます。まずはお時間いただきまして、本日はありがとうございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは一般社団法人テレコムサービス協会の紹介になります。沿革であったり、会員規模であったり、目指すべきビジョンであったり、主な活動というところを皆様のところにお確認いただければと思いますので、記載しておりますので、お時間あるときに、お目を通しただけたらと思っております。

1枚おめくりください。ここからが本題のところになりますので、御説明させていただきます。と思います。

最終保障提供責務の導入に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討に対するテレコムサービス協会の要望に関しまして、御説明させていただきます。と思います。

まず前提といたしまして、弊協会から特に大きな異論等はありませんが、下記記載のとおり、今から御説明させていただきますが、下記の件を要望事項として申し上げたいと思

います。

ブロードバンドユニバーサルサービス制度の創設については、その趣旨を理解の上、各種対応について取り組むことにしてきております。しかしながら、現在もそうなのですが、コラボ事業者を中心に、この新たな制度運用というところもあり、各事業者、まだまだ少し不慣れな対応を余儀なくされておるのが現状でございます。

それに伴いまして、最終保障提供責務の導入等に伴う各種届出等の対応に当たっても、大幅な事業者負担が生じないような、今後も御配慮をいただけますよう、お願いできればと考えております。

次ページ、よろしくお願いいたします。各種検討事項について、具体的事項を早めに明らかにしていただくとともに、本制度についても事業者の理解が進むような必要な対応を要望していきたいと思っております。

先ほどお伝えしたとおり、まだまだ不慣れな点がある事業者もお声が上がってきております。今後の議論により詳細を検討されると認識しておりますが、各種届出の対象は、自ら設置する回線設備等を用いてユニバーサルサービスを提供する電気事業者としており、全国に複数ある卸先事業者、MVNOを含みますが、は提供エリアも様々でございます。大規模もあれば小規模もございます。卸先事業者を自ら設置回線設備等を用いてユニバーサルサービスを提供する電気事業者と同等に扱うことに関しましては、引き続き丁寧な議論及び法令に沿い御判断されることを切に要望いたします。

テレコムサービス協会からの説明は以上となります。

【大谷主査】

山田委員長様、どうもありがとうございました。

それでは、次に、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会様にお願いしたいと思います。

濱谷常務理事様。

【日本インターネットプロバイダー協会】

本日は説明の機会をいただきましてありがとうございます。日本インターネットプロバイダー協会から濱谷が説明させていただきます。

次のスライドをお願いします。当協会 J A I P A は、目的のところははしりますが、設立は2000年ですが、1999年から、会員数が158社、主要会員というのはインターネットプロバイダー、いわゆる I S P、またインターネットに関連する事業者、S I e r なども入

っております。

右のほうの事業内容は一旦割愛して、次のスライドをお願いします。

当協会はISP及びインターネット関連事業者を会員とする団体なのですが、全国ではなく地域、市区町村、県単位を業務区域とする会員、この辺りの設備設置、あるいは非設置は様々でございますが、こういった地域を業務区域とする会員も多いことから、今般、意見を述べさせていただく次第です。

次のスライドをお願いします。事前に事務局からいただいていたお題はこの4点と認識しております。

1の(1)新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い、(2)最終保障提供責務の履行の在り方、(3)ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方、(4)最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方、それぞれについて御説明したいと思います。

次の次をお願いします。まず、(1)新たに追加するユニバーサルサービス等の扱いにつきましてでございます。上段の黒塗りが事務局からいただいておりますお題を抜粋したのになりますが、中段に目を移していただいて、音声ユニバ、現行のユニバですね。それから、これから始まるブロードバンドユニバ、BBユニバに追加されるサービス形態については、次の4点のように考えております。

まず、追加されるサービス形態というのは、いずれも補助的な位置付けではないかと考えております。本道、本命、いずれも固定のブロードバンドサービスによってなされるということが正しいといえますか、本命だと考えております。

それから2ポツ目、ワイヤレス固定電話、モバイル網固定電話、これは音声のみを御希望された利用者への対応には向いてはいるというのは承知しているものの、利用者利便の観点では、例えば、固定ブロードバンドサービスならではの恩恵がないこと。例えば、行政手続でありますとか、薬局その他、そういったインターネットを活用した、いわゆるサービスということが恩恵を受けられないということを御考慮いただく必要があるのではないかと考えております。

3ポツ目、固定ブロードバンドの普及促進を妨げることのないよう、モバイル網を活用したサービス、ワイヤレス固定電話、モバイル網固定電話、ワイヤレス固定ブロードバンド、こちらの提供は、ちょっと2ポツ目とは意味合い異なりますが、有線ならではといったところがあると思いますので、提供というのは慎重に検討されるべきではないかと考えております。

最後になりますが、4 ポツ目、こちらは固定ブロードバンドサービスについては、現在、光コラボとして、NTT東西様、今、卸メニューを御用意いただいております、当協会の会員も商材として積極的に扱っているところがございますので、こちらについては引き続き御提供いただきたいと思いますと考えております。

次のスライド、お願いします。次は最終保障提供責務の履行の在り方ですね。次をお願いします。(2) 最終保障提供責務の履行の在り方については、ポツ2つのように考えております。

J A I P Aにおきます設備設置事業者の多くは、単県、あるいは市区町村を業務区域とする小規模な事業者でございます、主に I S P サービスの提供をはじめとした電気通信事業を営んでおります。

2 ポツ目です。この点、行政府で定める各種ルールの対応に当たりましては、大企業と比較しまして割けるリソースには大変限りがございます。したがって、台帳の整備ですとか、近隣電気通信事業者の協力義務などの、こういった新たなルール策定につきましては、先ほどテレコムサービス協会様からも御説明ありましたとおり、可能な限り前広な情報提供をお願いしてまいりたいと考えております。

次の次ですかね。お願いします。(3) 利用者保護規律の在り方についてでございます。こちら、業務区域の減少等における新たなルールにつきましては、もちろん対応していきたいと考えております。

2 ポツ目、他方、地方における都市部より高い料金設定につきましては、ある事業者の業務区域において、場所だけを理由にした値付けを禁止するという意味では賛同するんですが、例えば、需要の多い都市部で一時的な割引キャンペーンを講ずることですとか、例えば、昔から続いている加入電話サービスの級局、田舎から順に1級局、2級局、都会になれば3級局みたいなところがございますけれど、そういったエリア別の基本料金ですとか、あるいは通常のエリアにはない場所において個別に必要となる、これは前回NTT様からも説明があったものと承知しておりますが、区域外線路の設置費、これは個別に、このお客様に御利用いただくために必要なものについて、一時的に区域外線路設置費というのを頂くという仕切りがございますと思いますし、あるいはその特別な設備を要するときには設備費というところがあります。こういった過去の経緯や個別需要に応えるための値付けとして柔軟に実存してきたものというのが、これまでの姿と理解しておりますので、これらを邪魔せんようにと言いませんが、これらを配意した制度設計が必要なものではな

いかと考えております。

次の次、お願いいたします。最後になります。交付金制度についてでございます。

こちら、最終保障提供責務の制度設計において、交付金制度の準備をする必要性というのはもちろん理解できるものでございますが、2ポツ目、しかし、交付金制度とは、すなわち利用者から補填していく仕組みということでございますから、現時点で具体的な意見はございませんけれども、引き続き適正な制度設計に向けて、この研究会はじめ、検討をお願いしたいと考えております。

J A I P Aからは以上でございます。御清聴ありがとうございました。

【大谷主査】

御説明ありがとうございました。

それでは、続きまして、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟様にお願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】

日本ケーブルテレビ連盟の村田でございます。本日はユニバーサルサービス政策委員会にてプレゼンの機会をいただき、誠にありがとうございます。これより最終保障提供責務導入に関する当連盟の御説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。このページは、私どもの業界であるケーブルテレビ事業者の状況をお示ししております。ケーブルテレビは全国300社を超える事業者がございまして、市町村単位の中小規模事業者が多くを占めております。放送、電話、インターネットの3サービスが主要サービスでございます。

次のページをお願いします。まずはブロードバンドの最終保障提供責務の導入に賛同いたします。その上で、今回の検討での論点で幾つか懸念の部分を御説明いたします。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの制度は、既存の第二種適格電気通信事業者がまだ3社でございます。今後も未整備地域への提供、公設光ファイバーの民設移行などを促進するためにも、この最終保障提供責務がその参入の障壁にならないよう配慮した制度設計が必要と考えております。

次に、最終保障提供責務の交付金については、その役務の提供が困難で非常に高コストになる場合が多いと想定され、結果として負担金が高額となることを懸念いたします。最終保障役務提供に係る費用が高コストとならないよう、ワイヤレス固定ブロードバンドでの提供などで適切なコスト抑制が行われることなど、事業者での工夫も必要だと考えております。

次のページをお願いします。ワイヤレス固定ブロードバンドの活用については、未整備地域等に限定することが適当との考えに賛同いたします。また、この活用を未整備地域等に限定することにより、NTTが電電公社から承継した線路敷設基盤の安易な撤去・処分の抑制にもつながるものと考えます。

なお、線路敷設基盤は今後も光ファイバー網の整備に必要なものであり、その処分については認可の対象とされましたが、加えて線路敷設基盤の撤去・処分が安易に行われないう、ワイヤレス固定ブロードバンドの提供状況や線路敷設基盤の処分の状況について定期的に検証を行うべきと考えます。

次のページをお願いします。地域単位区域についてです。ケーブルテレビ事業者は全国に大・中・小規模の事業者が存在しています。MSOなどの全国規模の事業者から町村単位の小規模の事業者まで混在しています。提供エリアの多くは市町村単位で分かれています。地域単位区域を都道府県以上と大きくすると、区域内電気通信が多数存在するため役務提供確認が大変になりますし、逆に町字単位と小さくすると、非常に基礎的電気通信役務台帳の管理が大変になります。こうした事情を踏まえると、ブロードバンドサービスについての地域単位区域は事業者にとって最も効率的な市町村単位とすることが適当ではないかと考えております。

次のページをお願いします。近隣電気通信事業者についてです。まずは近隣電気通信事業者に協議の申入れがあったときは、正当な理由がある場合を除き、その協議に応じなければいけないとする考えに賛同いたします。

ただし、地域の中小規模事業者の場合、光回線や無線設備、コロケーションスペースなどを潤沢に有していないことが多い状況です。このため当該協力については、近隣の事業者が余剰設備がある場合に限るとともに、事業者間の相対契約を基本としたものとなることを望ましいと考えます。前回の委員会でNTT様が述べられた応諾義務には適していないと考えております。

次のページ、お願いします。地方における料金設定についてです。この地方における都市部より高い料金設定の禁止というのは、全国規模でのサービス提供を行う事業者の内部相互補助を前提にしたものであると理解しています。

他方、ケーブルテレビ事業者の場合、その多くはエリア限定、特に地方の中小規模事業者の場合は、特定の市町村を対象として、当該提供エリア内では一律の料金設定でサービス展開しております。こうした地方の中小規模事業者の場合、山間部など地域の特性を抱

え、調達コストも全国平均よりも高くなるケースが考えられるため、契約約款の提供料金が他社が提供する都市部の料金を上回る場合があります。これについては地方における都市部より高い料金設定の禁止の対象外であると理解しております。

次のページをお願いします。最後ですが、今回新たに創設される交付金についてです。まず、この最終保障電気通信役務の交付金制度を創設することについて賛同いたします。

ただし、一方で、既存のブロードバンドのユニバーサルサービスの交付金については、まだ運用が開始して間もなく、その交付金の規模もまだ分からない状況である中です。今回、最終保障提供責務の導入に伴う新たな交付金の要素が追加され、事業者の交付金に係る負担が高額となることを懸念します。

新たな交付金制度における赤字の補填の在り方については、継続的に検証・見直しを行うべきと考えます。

以上でございます。これにて日本ケーブルテレビ連盟からの御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【大谷主査】

村田専務様、ありがとうございました。

それでは、これまで4者のヒアリングにつきまして、皆様からの意見交換に移りたいと思います。御質問、それから御意見などおありの方は、チャット欄を使ってお知らせいただければと思います。

それでは、春日委員、御発言お願いいたします。

【春日専門委員】

春日です。どうも御説明ありがとうございました。

私のほうからは、オプテージ様の8ページ目と、それからケーブルテレビ連盟様の5ページ目に似たような記述があったと思いますので、そちらについて御質問させていただきたいと思います。

具体的に申し上げますと、オプテージ様の8ページ目の3ポツ目、国民協議を前提とし、既設の余剰設備を協議対象とすることを要望というところと、それからケーブルテレビ連盟様のところでいいますと5ページ目になりますけれども、2段落目の真ん中ぐらいからの、余剰設備がある場合に限るとともに事業者間の相対契約を基本としたものになることが望ましい、と書かれているところです。これらは類似の記述かなと思いましたので、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、既設の余剰設備という表現についてですけれども、もう既にある設備を前提としてくださいという主張はよく分かりました。ただ、例えば、オプテージ様なんかは、1ページ目に、自分のところで自己設置事業者としてF T T Hサービスのエリアを順次拡大しているんだということも書かれてらっしゃいますので、この時点でなくても、将来的に拡大していくということが決まっているようなエリアや設備があった場合には、そういうところも対象にして、少し幅広に協議の対象とさせていただくことができるのかどうかということです。同じような問題は、多分日本ケーブルテレビ連盟様にもあると思いますので、そこについて御意見を伺いたいというのが1点目になります。

それから2点目なんですけれども、民民ベースの協議を前提とするという趣旨の記述が、両社の資料に書かれていると思います。一方、今までのヒアリングの中で、総務省とか、もしくは事業者団体のほうに、最初の段階ですので行司役をお願いしたいというような御意見も出ているんですけれども、そういうふうな御意見に対して何か思われるところがあれば御意見をお聞かせいただきたい、というのが2点目になります。

以上でございます。

【大谷主査】

それでは、春日委員からの御質問につきまして、オプテージ様、それから日本ケーブルテレビ連盟様から御回答をお願いしたいと思います。

それでは、オプテージ様、よろしく願いいたします。

【オプテージ】

オプテージの西岡でございます。今の御質問に対してお答えします。

まず1点目、設備の追加のお話ですね。新たな計画で設備を追加するようなものがあれば貸出しするということは、それは十分あるんだと思っております。

ただ、私ども、1ページ目、最初のページで申し上げた部分は、従来から民間の自己設置事業者として、事業採算性を踏まえて設備競争をしながら、企業努力の範囲でサービスエリアの拡大を努めてきまして、ある意味、最大限もうエリアの拡大をしてきているとは認識をしています。そういう意味で、どんどん新たにエリアを拡大するという、今、フェーズにはないということなので、そういう意味からすると、既設の設備を、まず使っただけということを考えていただくのが一番よろしいかと思っています。というのが1点目のお話です。

それから、2点目の民民の協議に関して、行司役として入られるということ自体は、絶

対ノーではないとは思いますが、一方で、ある意味、どれだけこの協議が発生するかというのが分からないんですけども、全部を見ていただくみたいな、最初の部分だったとしても、結構な手間になるかと思っておりますので、逆に、まずは民民の協議に委ねた上で、その上で協議が不調に終わるのが物すごく多い、あるいは、ある特定事業者だけ何かおかしくないみたいなことがあるようであれば、そこをチェックいただくというのはあるかなとは思っております。

そこは行政側の御判断もおありだとは思っているので、どちらにとっても、我々自身は協議を真摯に対応しようと思っておりますので、一番手間のかからない方法で見ていただくというのはあるかもしれないと思っております。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。

続きまして、日本ケーブルテレビ連盟様、よろしく申し上げます。

【日本ケーブルテレビ連盟】

ケーブルテレビ連盟の村田でございます。

まず1つ目の質問でございますけれども、全国三百数十社、会員がございまして、地域ごとに事情は違うことございまして、エリアによっては新たな拡大というところを計画しているところもありますので、そこについてはいろいろな御相談はできるのではないかなと思っております。

それから、自治体の局舎なんかをお借りしてやっているケースもございまして、その辺のところも踏まえて、どういった形で御協力できるかという検討になるかと思いますが、まずは既存の設備の中でということをお優先に考えさせていただければと思います。

それから2番目の話でございますけれども、今ちょっと申し上げましたように、総務省等が行司役として入っていただく一つのメリットは、先ほど申しました自治体のお借りしているスペースとか、そういったようなところにお口添えいただくとか、そういったことがあるのであれば非常にありがたい話かなと思っておりますが、先ほどオプテージ様もおっしゃったように、まずは民民でお話させていただいてという形が望ましいのかなと考えております。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。

春日委員、よろしいでしょうか。

【春日専門委員】

はい。どうもありがとうございました。

【大谷主査】

私もお尋ねしたかったところでしたので、教えていただけてよかったです。

では、続きまして、高橋委員、御発言をお願いします。

【高橋主査代理】

高橋です。質問というよりコメント、事務局に対する要望ということで一言申し上げたいと思います。

私、前回、欠席しておりましたが、NTT様等の資料を見ておまして、また今回、オプテージ様とケーブルテレビ連盟様からも出ていますけど、台帳をどういうふうにするのか、手続のところと、その細かさ、粒度、それをどのようにしていくのか、手続と粒度の問題というのは、かなり神経を使って事務局にも考えていただいて、これから我々の議論の中でもやっていく必要があるかなというふうに非常に感じたところであります。この点を事務局にお願いしたいというのが私のコメントであります。

以上です。

【大谷主査】

コメントありがとうございました。

この点は特に事務局には振らず、続きまして、藤井委員の発言、お願いしたいと思います。

【藤井委員】

藤井でございます。ありがとうございます。

J A I P A様の資料に対して御質問したい内容があるんですが、6ページに、新たに追加するユニバーサルサービスの扱いという項目があって、音声ユニバとブロードバンドユニバの追加サービスの話があります。いずれも補助的な位置付けと考えるというお話があると思うのですが、その次の行で、音声は利用できるのではないかとのお話があって、この補助的という意味が、どういう意味なのかというところを教えていただければと思います。

現状は、技術条件はしっかり考えた上で、音声についてもモバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けると。また、ブロードバンドに関しては未整備エリアでユニバ

ーサルサービスに位置付けるというような話になっているかと思うのですが、それに対して、ユニバーサルサービスの範囲を縮めたほうが良いという御意見なのかを教えてください。

あと、固定ブロードバンドサービスに関しては、未整備エリアにまでワイヤレス固定ブロードバンド共用型をユニバーサルサービスに位置付けてしまうと、負担金が大幅に増えてしまうという問題があると認識していますが、その辺りに対してはどう考えているのかというのを教えていただければと思います。

以上でございます。

【大谷主査】

それでは、JAIPA様、よろしくお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】

JAIPA、濱谷でございます。御質問ありがとうございます。

いずれも制度の今の検討状況をせき止めるものではございませんで、2ポツ目で言っているのは、現状、光回線電話ですとか、そういったものもございます。そういった中で、インターネットを活用したサービスの恩恵を受けないこととなる音声のみの商材の提供というのは、よくよく考えて提供していったほうがいいのではないかというのが2ポツ目。

3ポツ目は、先ほど申し上げたように、せき止めるというところではございませんが、その範囲内でモバイルを活用したサービスというのは、有線との技術的な特性として違いが明らかにあるということでございますので、その辺りの技術的制限の、例えば緩和ということは、今、当面慎重にしたほうがよいのではないかという意味でございます。

回答になっておりますでしょうか。

【藤井委員】

承知しました。特にユニバーサルサービスとして位置付けるのをやめてほしいというよりは、利用をしっかりとどこまで認めるかというところを検討してほしいというように思っております。

【日本インターネットプロバイダー協会】

はい、そのとおりでございます。

【藤井委員】

承知しました。ありがとうございます。

【日本インターネットプロバイダー協会】

こちらこそありがとうございました。

【大谷主査】

御質問でクリアにさせていただいて、ありがとうございます。

それでは、続きまして、岡田委員、御発言をお願いします。

【岡田委員】

成城大学の岡田です。私からは、まずオプテージ様の御報告で、特に何ページとは言いきれませんが、設備投資競争ということで、御社はF T T Hの敷設を含め、積極的にこれまで投資を行ってこられていると認識しているんですけども、この光の設備投資の競争のイメージということで情報提供いただければと思います。

今光ファイバー自身がどういう状況か技術的なことをあまり承知していないんですけども、例えば、10ギガとか50ギガbpsというような新しいファイバーの敷設とか、いろいろ新しい話も出てきているかなと思うんですけども、こういった技術の更新のイメージということについて、どういう現状把握をされているのか。つまり光の高速化が進むことによって、恐らくそれを卸先事業者が、いろいろな形で、またさらに活用していく。例えばローカル5Gであるとか、FWA一般にいろいろ活用されていくと、こういうようなこともあり得るかなとイメージしているんですけども、そのような御社の設備競争ということをおっしゃっている場合のイメージというのを少し御教示いただければというのが1点目の質問です。

あと、正当な理由ということ、5ページでしたっけ、役務提供を拒否する際の正当な理由というお話があって、採算性を著しく欠く場合や、正常な企業努力にかかわらず提供できない場合等、こういう答申にある文言を言及されながらお話しされているわけですが、採算性ということと言うと、そもそも採算の取れない地域の話は今しているの、交付金の設計次第だなど思うんですが、その辺り、採算が著しく欠く場合というお話の「著しく」というところを少し重く読めばいいのか、御社としては、採算取れないものはやりたくないという、こういうお話なのか、交付金次第では協力するという、こういうふう理解していいお言葉なのか、この辺りのニュアンスを教えていただければというのが2つ目の質問です。

あと、テレコムサービス協会様もMVNO、卸先事業者の方のお立場も含めた御説明があったかと思うんですが、MVNOも、ある意味、ローカル5Gと組んで、いろんなサービスを提供するという、こういう事例があるのではないかと想定するのですが、そういう

意味では、可能性としては、こういった事業者がブロードバンドサービスの提供事業者と位置付けられる可能性もあり得ると思うんですが、そういった可能性について、どういうふうに、今、現状把握されているかと、こういったことについて御意見を頂戴できればと思います。

それから最後ですが、ケーブルテレビ連盟様ですが、ワイヤレスブロードバンド共用型ということで、3ページかな、言及いただいているページがあったかと思います。ワイヤレスブロードバンドの共用型というのも、御社の場合、区域内電気通信事業者として、あるいは近隣電気通信事業者として、協力・連携するお立場になる可能性があるお話かなと思うんですけれども、これはさっきの、共用型ではなく、今、専用型で、例えば地域BWAということで対象になり得るかと思うんですけれども、ケーブルテレビ事業者が、例えば地域BWAを生かして、ブロードバンドユニバを提供するという可能性があるのではないかと思うんですけれども、この今後の状況はどうなるのかですね。

今BWA自身もいろいろ技術的な制約もあって、ローカル5Gへ進むとか、いろんな議論されているところかと思うんですけれども、この辺り、ケーブルテレビ事業者がブロードバンドユニバの提供者として適格電気通信事業者ないし近隣電気通信事業者として協力していく、こういう状況もあり得るのではないかと想像していたんですが、この辺りの状況について、どのような御認識でいらっしゃるのかを教えてくださいたいと思います。

私からは以上です。

【大谷主査】

御質問いただいているのが、オプテージ様2点、それからテレコムサービス協会様1点、日本ケーブルテレビ連盟様1点ということですね。

それでは、オプテージ様から御回答お願いしてよろしいでしょうか。

【オプテージ】

オプテージの西岡でございます。今いただいた御質問、まず1点目の設備競争イメージというふうに岡田委員からおっしゃられましたけれども、私ども、設備競争で申し上げますと、イメージとしては、そういうどんどん増速をしていくという意味合いでの新しいサービス、高速サービスと申し上げたほうがいいのかも分かりませんが、そういったものは、当然ながら技術の動向であるとか、あるいはお客様の使われ方みたいなものを見ながら、過去からずっと増速をしてきてまいっています。

その高速サービスを実施するに当たっては、できれば競合の他社様に比べるよりも早く

そのサービスを提供しますし、その提供エリアもできるだけ早く広域化していくというようなこともやってきています。

それ以外に、設備競争というお話で申し上げますと、弊社が光のサービスをやり出してから、間違いなく利用者のトラフィックというか、データの伝送のトラフィックそのものが桁違いに増えてきているのは皆様御存じのとおりだと思います。そういったトラフィックが増加していったとしても、安定的にかつ高速な状態を維持できるように、そういう意味で設備をどんどん増強しているという、この部分も実は設備競争の一つ大きな要素だと思っております、そういったサービスの品質面でも設備競争をやっていると考えています。そういったことが今でも継続して、ずっとやってきているというのは今の状況だと御理解いただければと思いますが、すいません、こんな回答でよかったですでしょうか。

【岡田委員】

ありがとうございます。例えば卸先等の連携に係るいろんな技術開発とか、サービス開発とか、それに係る研究開発とか、設備投資とか、そういう競争はあり得るのでしょうか。イメージとして、どういうふうに理解すればいいのかなと思ったんですが。

【オプテージ】

御質問の趣旨を改めて確認させていただきますけれども、今、岡田委員がおっしゃられた卸先というのは、弊社から卸している卸先という意味合いでおっしゃったんだとすると、私どもほとんどサービスを卸しておりませんで、NTT様のようにはやってなくて、垂直統合型で我々はサービスを提供しているということになっていますので、そういう意味で、あまり卸先との協業という観点は経験がございませんというか、そういう状況です。

【岡田委員】

じゃあ、MVNOとかローカル5Gをサービス提供とか、そういうような事業例はあまりないという理解でよろしいのでしょうか。

【オプテージ】

はい。それを他社向けに提供するというのは、今のところではやっていないという感じですか。

【岡田委員】

よく分かりました。ありがとうございます。

【オプテージ】

それから、2点目については採算性のお話でしたよね。

【岡田委員】

採算性。ええ。交付金の算定次第ではないかなという趣旨で。

【オプテージ】

まず私どもの5ページ目で御提示した正当な理由というか、役務提供を拒否できる正当な理由の、この部分の趣旨は、まずは区域内電気通信事業者がサービスを提供するに当たって拒否できる正当な理由のことを書かせていただいております。

最終保障提供責務の中で、これの部分が正当な理由という意味ではなくて、あくまで区域内の事業者が役務提供を拒否できるというものについては、こういった正当な理由の内容についてが今論点になっていると考えておまして、そこの中の採算性を著しく欠く場合というのは、これは私どもが今のサービスのエリア内で御提供するに当たって、採算性を著しく欠くので御提供できませんとお断りすることって、まずないんですね。場合によっては、ルート設計をしたときに、地中化区間があまりにも、当初想定していたよりも地中化区間が非常に多くなっていて、その地中化をしていると、極端にお金が上がってしまってコストが上がってしまうので、お断りするみたいなことはあり得ることはあり得るんですけども、そこを正当な理由としてお断りするというのは、それほど多いわけではないということです。

ここの中で申し上げたかったのは、正常な企業努力にもかかわらず提供できない場合というのは、こういう具体的な事例があるということを御説明申し上げたかったというのが御趣旨でございます。

あと、採算性の話で、例えば我々がエリアの外へ行った場合に、採算性のお話があってお断りするみたいな話がおありかと、そういう御趣旨で御質問いただいたんだと思うんですけども、その点については、実は我々のエリア内、区域内であれば、これももちろんサービスを御提供するというのはやぶさかでもないし、ぜひそうさせていただきたいと思っておりますが、区域を超えて、今のサービスエリアを超えてサービスを提供するところについては、何度も申し上げたように、我々も今まで結構最大限エリアを拡大してきたと思っております、ここから先、ちょっとケーブルを延ばしたらサービス提供できるというようなものは、実はもうほとんどないというか、だから新たにエリアを拡大しようと思つと、新たに局を設けなきゃいけないとか、そういった状況になっていると御理解いただければ結構かと思っております。

そういったところにサービスを提供するに当たって、それは我々がやったほうがいいのか

か、あるいはNTT東西様のように、線路敷設基盤があるし、あらゆるところに局をお持ちのNTT様のほうが、実はコスト的にも安く提供できる可能性が高いのではないかなと思っていて、そういう観点からも、我々がそこへ飛び出していこうという考えは今のところはあまりないというか、ということでございます。お答えになっていきますでしょうか。

【岡田委員】

よくお考え分かりました。ありがとうございました。

【オプテージ】

ありがとうございました。

【大谷主査】

御丁寧な御説明ありがとうございました。一般論として御説明いただくには難しい御質問をいただいたのではないかなと思っております。個別の地域性であったり各論に落とししていくと、原則と例外が逆転するような場面もあるかもしれません。ただ、お考えについてはよくクリアにさせていただくことができました。ありがとうございました。

では、続きまして、テレコムサービス協会様に、これも御取引を前提にした御質問をいただいていたと思います。よろしく願いいたします。

【テレコムサービス協会】

テレコムサービス協会の山田でございます。では御質問、岡田様からいただいたところ、御回答のほうをさせていただきたいと思っております。

今日は私のほうがFVNO側をメインにやっております、御質問いただいたところがMVNO側に関する件かと思えます。

岡田様が御質問いただいたMVNO側でもブロードバンド事業みたいなところというの、拡張性はあるのかという御質問かと思えますが、事業の拡張性等々は、各会社の御意向によってあるかと思えますので、場合によっては、そういった拡張をすることによって、今回のような議論のところに入っていくのではないかと考えております。

ただ、一般論的なところの御回答になってしまいますので、より細部に関しては、MVNO側に含めて、少し確認が必要かなと思っておりますので、今回こういう形で御回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【大谷主査】

岡田委員、大丈夫でしょうか。

【岡田委員】

承知しました。ありがとうございました。

【大谷主査】

ありがとうございます。

【テレコムサービス協会】

ありがとうございます。

【大谷主査】

なかなか団体ですと、個社別になかなかお答えしづらいところもあるかもしれないんですが。

続きまして、日本ケーブルテレビ連盟様からも御回答をお願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】

日本ケーブルテレビ連盟の村田でございます。御質問ありがとうございます。

未整備地域へのワイヤレスの活用についてなんですけれども、基本的にケーブルテレビ事業者は、放送サービスなんかも一緒にやっている関係もございまして、基本的には光ファイバーの設置というのを最優先に考えていきたいと考えております。

その条件等々によって、ワイヤレスの固定ブロードバンドというのも可能性としてはあるかと思っておりますけれども、今のところ光ファイバーをメインと考えておるということでございます。

以上でございます。

【岡田委員】

ありがとうございます。地域BWAの展開について、何か今、御意見とかお持ちでしょうか。

【日本ケーブルテレビ連盟】

地域BWAも、多くの事業者で展開しておりますけれども、これはどちらかというワイヤレス・アンド・固定、移動及び固定みたいな形で御利用いただくというケースが多ございまして、現状、地域BWAで固定でインターネット及び放送のサービスを提供するところまでは、まだまだ行けてないというのが現状でございます。引き続きそういう検討は進めてまいりますけれども、可能性としてはございますけれども、今現在、実用化という形にはなっていないというのが状況でございます。

【岡田委員】

よく分かりました。ありがとうございました。

【大谷主査】

御回答ありがとうございました。

それでは、砂田委員からも御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

【砂田専門委員】

砂田です。よろしく願いいたします。これまでの議論で、実は大分質問等は重なっているところがあったんですが、意見と質問をさせていただきます。

意見ですが、そもそもの話で恐縮なんですけれども、改正された制度では、ユニバーサルサービスをNTT東西だけに任せるのではなくて、事業者同士が協力して担う、NTT東西はそれが不可能な場合の最後の、言わばセーフティーネットになるというのが基本的な考え方だと認識しています。

ですので、制度の趣旨を踏まえれば、モバイル網の活用も含めて、事業者の協力で全体のコストを削減するということを検討することがとても重要になってくるんじゃないかと思っています。その観点から、特定の地域でインフラ整備率が高い事業者には、できるだけ協力なり担っていただくというのがよろしいんじゃないか。そういうことができるような方向で考えたいと思います。

このような立場からの質問ですけれども、オプテージの西岡様と日本ケーブルテレビ連盟の村田様にお伺いします。

最初は、両社に共通する質問なんですけど、春日委員も質問されましたが、近隣電気通信事業者の協力義務として余剰設備を協議対象としたいという点に関してです。既にエリア拡大フェーズではないというお話もありましたけれども、もし、設備の増強も含めて協力することができるのであれば、どういうインセンティブなり条件が必要なのか。

あるいは、さらには、適格電気通信事業者になっていただいてユニバを担うためには、どういうインセンティブや条件が満たされれば、そういうことが可能になるのか。もちろんNTT東西がやったほうが全体的なコストが下がるというような、そういう地域の場合は、NTT東西にお任せすればよいと思うのですけれども、地域の事業者がやったほうが全体のコストは低いんじゃないかというケースにおいて、今申し上げた点、どう考えるのかを両社に質問したいと思います。

あともう1点は、オプテージの西岡様にお伺いします。公正な設備競争に影響を与えな

いことが大変重要であるという点を強調されていらっしゃいました。そして、たしか最後のスライドだったのか、適格電気通信事業者を指定されてしまうようなことがあれば、それは公正な設備競争に影響が出るというようなこともおっしゃっていた記憶があります。そうしますと、適格電気通信事業者を指定すること以外に競争に影響があるというのは、どういうケースを想定されているのでしょうか。すいません。私、ちょっとぴんとこなかったもので、教えていただければと思います。

私からは以上です。

【大谷主査】

それでは順番に御回答をお願いしたいと思います。

では、オプテージ様、2点の質問をお願いいたします。

【オプテージ】

オプテージの西岡です。今の砂田委員の御質問なんですけれども、まず1つ目の協力義務のところなんですけれども、おっしゃるように、我々のエリアがそれなりにNTT西日本様と、かなりの部分で競り合っていて、それなりにエリアが広いというのは事実でございます。そういう意味で、我々からすれば、区域内の設備であれば、それを貸出するのは、もちろんそれは協力をいたしますし、そうすることが、まさに委員おっしゃっていただいた全体のコストの低減につながると信じております。

ですので、そこからはみ出した部分、そこについても我々の設備を使ったほうがよいということであれば、そこに対する協力の要請があれば、そこに対しても、もちろんその協議に応じていくというのは間違いなくやっていきたいと思っておりますし、結果として、もし仮に我々が安くできるということであれば、それをお貸出しして提供するということは十分あり得るんだろうと思っております。

そういう意味でも、どちらがどれだけできるかということにもなるんですけれども、先ほど適格電気通信事業者になる気はないのかというふうな話もありましたけれども、私どもからすると、先ほどもちょっと申し上げたように、我々のエリアから外へ出ていくという部分で、我々のほうがコストを安くしてできる範囲というのは、もうある程度ないんじゃないかなと思うぐらいに、NTT様のほうが、それこそ電柱も持っておられますし、局舎も持っておられますし、そういう観点でも、恐らく効率的にできるんだろうと。

そういう意味でも、我々が適格電気通信事業者になっても、コストミニマムという観点では逆方向に行くんじゃないかなと思っておりますし、それよりも設備をお貸出しするとい

うか、NTT様がエンドユーザーに提供されるものに対して我々が協力するというスタンスは、そこはやっていきたいと思うんですけども、適格電気通信事業者になるという考え方が今のところはないというのは、まさにそのコストミニマムに我々ではできないんじゃないかなという思いのところが大きいです。

【砂田専門委員】

分かりました。

【オプテージ】

それから、2点目のお話なんですけれども、設備競争の減退等、これが公正競争上、問題があるんじゃないかという点についてなんですけれども、9ページ目で御説明をいたしましたとおり、結局、最終保障提供責務を課される、あるいは適格電気通信事業者になって、さらに最終保障責務を課されるということは、従来の事業運営に新たな業務が追加されるということと同義です。

細かいことを申し上げれば、もちろん通常の営業とは違って、ユニバーサルサービスの求めを利用者から受けて、それに対しての対応をしなきゃいけないという部分が出てきますし、新たに設計みたいなことも、通常のエリアであれば、もうすぐにドロップケーブルだけで提供できるようなものが、新たに先ほどから申し上げているように局も新設しなきゃいけないし、そのためのケーブルまで用意しなきゃいけない、そういったことを、新たにその事業者負担させられると、それが大きな事業上のハンデになって、場合によっては公正競争を阻害するぐらい、新たな設備投資を減退させる可能性があるんじゃないかなと思っておりまして、そうじゃなくて、自ら手を挙げて、これをやりますというふうに意思を示された場合は、そこまでは申し上げないんですけども、行政等が指定するというか、意思に反して指定されるとなると、そこはやっぱり大きな問題になるんじゃないかなと思っていて、そこを懸念しているものでございます。

御説明は以上でございます。

【砂田専門委員】

分かりました。そうしますと、新たに必要となる事業コストであるとか制度対応コストが大幅に削減できるような見通しが立てば、担い手になることも検討できるけど、今はともそういう状況じゃないという、そういう感じでしょうか。

【オプテージ】

そうです。結局、何度も申し上げますが、このユニバーサルサービスの制度、コストミ

ニマムであることが大前提だとしたときに、最も効率よくできる事業者が最終保障提供責務を担うのが、国全体で見ても一番よいんだと思っていて、そう考えたときに、我々の今の提供のエリア、設備の形態状況を見ると、我々がそこをやるというのは、なかなかないかなという感じがしています。

【砂田専門委員】

ありがとうございます。

【オプテージ】

ありがとうございました。

【大谷主査】

それでは、続きまして、日本ケーブルテレビ連盟様にも御回答をお願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】

日本ケーブルテレビ連盟の村田でございます。御質問ありがとうございます。

ケーブルテレビ事業者の中には、ZTV様という会社が適格事業者として申請させて、登録させていただいていると思いますけれども、4府県でそういう事業をサポートしているという御姿勢を示されている一方、中小規模の事業者になりますと、例えば既存の設備を利用するのであれば、いろいろ可能であるけれども、また新たに設備投資を行うということに関して一時金が発生しますね。ユニバーサルサービス交付金については、いわゆる減価償却ベースで毎年赤字を補填するという仕組みになりますので、やはり一時金の負担が結構な経営上の問題になったりするということもございますので、そういった意味では、既存の設備が流用できるというところを優先的に考えていかざるを得ないというのが現状になるかと思えます。

もちろん事業者によって事情が違いますので、都度いろいろと考えていくということになるかと思えますけれども、そういった状況かと思えます。

以上でございます。

【砂田専門委員】

ありがとうございました。

【大谷主査】

思い切った質問をしていただきまして、ありがとうございました。

それでは、まだ御質問等いただいている委員の方もいらっしゃいますが、これまでの意見交換を踏まえて、何か、改めて御質問、御意見を述べられたい方も、まだお時間あり

ますので、チャット欄を御利用いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、恐らく大丈夫そうな感じですね。

それでは、各事業者と団体のほうからは、御説明と、それから質疑に対応していただきまして、ありがとうございました。今日のこの時間の中で、御意見、御質問できなかった事項、追加がございましたら事務局のほうにメールでお寄せいただきまして、また本日の発表者の皆様に御回答いただくという形で対応を取らせていただければと思います。事務局におかれましては、後ほど期限の御連絡などをお願いいたします。

それでは、最後に次回の会合の日程につきまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日もありがとうございました。

次回会合につきましては、後日、事務局から御連絡申し上げます。よろしくをお願いいたします。

【大谷主査】

ありがとうございました。

今日も闊達な意見交換をしていただきましてありがとうございました。以上をもちまして、第43回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を終了いたします。ありがとうございました。閉会といたします。